# 中国地方建設局品質証明実施要領

## １．目　的

品質証明制度は、発注者が必要と認めた工事について、受注者が当該工事の品質を証明するものであり、従前の社内検査を拡充させ、より一層の品質確保を目指すものである。

## ２．対象工事

品質証明を必要とする工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

（１）支出負担行為担当官の契約する工事（本官工事）

（２）前号の工事のほか、重要又は特殊な工事及び品質証明を必要と認める工事で、現場説明時にこの制度の対象工事である旨の説明があった工事

## ３．品質証明の提出

品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）は、工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を品質証明として提出しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合には７日以内に提出するものとする。

## ４．品質証明員

（１）品質証明員は、当該工事に従事していない者とする。また検査時に立会するものとする。

（２）品質証明員の資格は、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは１級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。

（３）受注者は品質証明員を定めた場合には、書面により氏名、資格（資格証明書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出するものとする。品質証明員を変更した場合も同様とする。

書式は、現場代理人等通知書及び工事経歴書を準用する。

## ５．品質証明の内容等

（１）品質証明においては、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり品質証明を行うものとし、実施内容及び実施時期を施工計画書に記載するものとする。

（２）品質証明のための書式は、別冊様式集による。